

くらしの情報

7月のごみ収集日は変更があります

ごみ・リサイクル年間カレンダーをご確認ください

●燃えるごみ

20日(火)に収集する地区

月曜・木曜収集地区

(二小校区、二小校区、緑ヶ丘小校区(旧四小校区)、有明小校区、平井小校区、

緑ヶ丘小校区(旧緑ヶ丘小校区)

※右記地区の7月の燃えないごみ収集日は、7日(水)で、21日(水)の燃えないごみ収集は、ありません。

21日(水)に収集する地区

火曜・金曜収集地区

(三小、中央小、桜山小、八幡小、府本小、清里小)▼リサイクルは通常どおりです。

「問」環境保全課 ☎63・1370、リレーセンター東宮内 ☎62・0647



犬を飼っている皆さん、管理とマナーを徹底しましょう!

飼い主の管理やマナー不足による、迷子犬や犬の放し飼い、フンの放置に対する投書や苦情の申し出が多数寄せられています。

●犬は人へ危害を加えないように、常につないで飼うか、きちんと檻に入れて飼ってください。

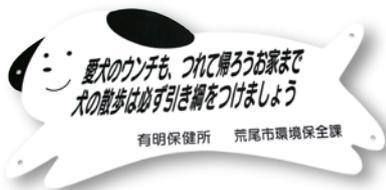
※首輪や鎖は消耗品です。古くなつて壊れる前に取り替えてください。

●ルールを守り正しい飼い方をす

るのが、飼い主の義務です。

※犬を散歩させるときは、引き綱をつけ、フンの後始末を必ずしましょう。

●フンの後始末や放し飼い注意のマナープレートを用意し



ています。地域で必要な所はお申し出ください。

「問」環境保全課 ☎63・1370

男女共同参画に関する意識調査にご協力を!

アンケート記入のお願い

市では、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分發揮できる男女共同参画社会をめざして、まちづくりを進めています。この調査は、皆さんの日頃の生活の様子や考えをお尋ねし、男女共同参画社会の実現に向けて、今後の基礎資料にするために行うものです。

調査対象者は20歳以上の男女1千500人を無作為に選ばせて頂き、7月中旬に調査用紙を郵送します。調査にご協力くださいますようお願いいたします。

「問」人権啓発課 男女共同参画推進室 ☎63・1139

**若い人のお仕事探しを
お手伝いします!**

県では、玉名地域振興局内に「ジョブカフェ・玉名ブランチ」を開設しました。就職に関するご相談など、気軽にご利用ください。

●利用できる人 おおむね35歳未満の人またはその保護者

●相談内容 就職に関する相談、職業適性診断および出前相談など

●相談時間 午前10時～午後5時(土・日・祝日は休み) ※相談を希望する場合は、事前に電話で予約をお願いします。

「問」玉名地域振興局内 ☎74・1125、相談員直通携帯 ☎080・6408・5141

**7月20日、市民プール
がオープンします**

今年の夏も、市民の憩いの場「市民プール」がオープンします。

●期間 7月20日(火)～8月22日(日)

●開場時間 午前9時30分～午後5時
●料金(左表・一般利用の場合)

種別	対象	使用時間 2時間30分まで	超過 30分につき
個人使用	3歳以上 中学生以下	100円	50円
	高校生	150円	50円
	大人	200円	50円
団体	普通個人券の1割引(50人以上)		

【設備】50m公認プール、25mプール、憩いのプール、児童プール

「問」社会体育課 ☎5163

**下水道受益者負担金
(第一期)**

納期限は8月2日(月)

収納取り扱いの銀行、信用金庫、農協で納めてください

「問」下水道課 ☎64-2700

乳幼児・母子家庭・障がい者の医療費助成制度

市では、乳幼児の健やかな育成、母子や障がい者の保健と福祉の向上を願って乳幼児医療費助成制度・母子家庭医療費助成制度・重度心身障害者医療費助成制度を設けています。

【制度の概要】

受給者の皆さんが、診療所や病院などで診療を受けたとき、または保険調剤薬局で薬剤の処方を受けたときなどに支払った一部負担金（保険適用金額）を所定の申請書で申請すると、全額または一部を届けられた口座に振り込む償還払い方式で助成するものです。

※この医療費助成制度の適用を受ける場合は、決められた手続きにより、あらかじめ「受給資格者証」の交付を受けておく必要があります。受給資格をお持ちでも「受給資格者証」の交付を受けておかなければ、制度の適用を受けることができません。

種類	対象者	助成内容	資格取得日	手続きに必要なもの
乳幼児医療費助成	0歳児～6歳児（就学前）	◆0～3歳児（4歳の誕生日）までの一部負担金の全額助成 ◆4～6歳児…1カ月に支払った一部負担金の合計から、市民税課税世帯は入院・通院費の計から3,000円を差し引いた額を助成、市民税非課税世帯は一部負担金の全額を助成	誕生日または転入日から	健康保険証、預金通帳、印鑑（認印可） また、1月2日以降に転入した人は、前住所地の所得・課税証明書
母子家庭医療費助成	◆母子家庭で、満20歳未満の児童を扶養している母 ◆母子家庭の児童 ※満18歳になった以降の最初の3月31日まで	1カ月に支払った一部負担金の合計の3分の2を助成 ※前年の所得により助成が停止になる場合があります	申請日の翌月の初日	健康保険証、預金通帳、印鑑（認印可）、世帯全員の住民票、戸籍謄本 また、1月2日以降に転入した人は、前住所地の所得・課税証明書
重度心身障害者医療費助成	◆身体障害者手帳1・2級の人 ◆療育手帳A1・A2判定の人 ◆精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）1級の人	1医療機関または1施設ごとに1カ月に支払った一部負担金から・入院2,040円 ・入院外（通院、訪問看護、柔道整復師・はり師・きゅう師・あん摩・マッサージ・指圧師などの保険適用分の施術）1,020円を差し引いた額 ※前年の所得により、助成が停止になる場合があります	申請日の翌月の初日	健康保険証、預金通帳、印鑑（認印可）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか また、1月2日以降に転入した人は、前住所地の所得・課税証明書

- 一部負担金には、調剤薬局の一部負担金を含みます
- ほかの制度（健康保険の高額医療費、家族療養附加給付金など）から給付されるときは、これを一部負担金から差し引いた額が助成対象となります。
- 乳幼児医療費助成および母子家庭医療費女性は、1カ月に数カ所の医療機関などに支払った一部負担金を合算した額が、助成対象となります。
- 助成申請できるのは、診療を受けた月の翌月から1年以内です。
- 所得により助成を停止することがあります（毎年8月に前年度の所得によって所得調査を行います。乳幼児は7月です）

【問】

乳幼児・母子家庭医療費について
子育て支援課 ☎ 63-1417

重度心身障害者医療費について
福祉課 ☎ 63-1406